

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 1月30日

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地の38

氏 名 伏見クリエイト 株式会社
代表取締役 文 盛 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、
設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京 都 市 長 梶 本 頼



許可の年月日	平成19年 1月30日	許可番号	第148号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類，木くず又はがれき類の破碎施設 木くず，がれき類，廃プラスチック類，紙くず，繊維く ず，ゴムくず，金属くず，ガラスくず及び陶磁器くず (以上8種類)		
設 置 場 所	京都市伏見区久我西出町4番地の38		
処 理 能 力	92.7 t/日 (木くずとして) 117.9 t/日 (がれき類として) 33.9 t/日 (廃プラスチック類として)		
許可の条件	余 白		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては，各種関連法規を遵守する こと。 2. 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速 やかに連絡し，指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し，職員の検査を受 けること。		